

議案第 1 号

岩内町地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

標記の件について、岩内町地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のとおり改正する。

(改正理由)
役場庁舎の移転に伴い、事務所の位置を改正しようとするものであります。

岩内町地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約

岩内町地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改正する。

第2条中「北海道岩内郡岩内町字清住258番地」を「北海道岩内郡岩内町字高台134番地1」に改める。

附 則

この規約は、平成27年5月7日から施行する。

規 約 新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">岩内町地域公共交通活性化協議会規約</p> <p>(目的) 第1条 略</p> <p>(事務所) 第2条 協議会の事務所は、<u>北海道岩内郡岩内町字高台134番地1</u>岩内町役場内に置く。</p> <p>第3条～第13条 略</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 この規約は、平成26年2月25日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 この規約は、平成26年11月20日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>附 則</u> <u>この規約は、平成27年5月7日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">岩内町地域公共交通活性化協議会規約</p> <p>(目的) 第1条 略</p> <p>(事務所) 第2条 協議会の事務所は、北海道岩内郡岩内町字清住258番地岩内町役場内に置く。</p> <p>第3条～第13条 略</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 この規約は、平成26年2月25日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 この規約は、平成26年11月20日から施行する。</p>